

令和8年度第1回流山市都市計画審議会議事録

目次

1	開催日時及び場所……………	1 ページ
2	出席した委員及び市職員……………	1 ページ
3	会議に付した案件……………	2 ページ
4	傍聴者……………	2 ページ
5	議事録……………	2 ページ～

1 開催日時及び場所

日時：令和8年6月26日（金）

午後2時00分から午後3時00分まで

場所：流山市役所第2庁舎303、304会議室

2 出席した委員及び市職員

（1）審議会委員

寺部 慎太郎（学識経験者）

横内 憲久（学識経験者）

飯田 直彦（学識経験者）

大貫 正一（学識経験者）

石幡 恒美（学識経験者）

矢口 優子（学識経験者）

川村 拓也（学識経験者）

渡辺 仁二（市議会議員）

戸辺 滋（市議会議員）

西尾 段（市議会議員）

田口 裕之（市民委員）

荒木 健一（関係行政機関職員）

※欠席した委員

おだぎり たかし（市議会議員）

市原 一輝（市民委員）

(2) 市職員

まちづくり推進部長	梶	まちづくり推進部次長	小野
都市計画課長	松田	都市計画課課長補佐	海藤
都市計画課職員	北嶋	都市計画課職員	高田

3 会議に付した案件

第1号議案 東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

第2号議案 流山都市計画区域区分の変更について（諮問）

4 傍聴者

1名

5 議事録

【都市計画課 北嶋】

定刻になりましたので、これより令和8年度第1回流山市都市計画審議会を開催いたします。本日、出席の市職員の紹介をさせていただきます。まちづくり推進部長の梶です。まちづくり推進部次長の小野です。都市計画課長の松田です。都市計画課長補佐の海藤です。本審議会の進行を務めます都市計画課都市計画係長の北嶋です。よろしくお願いします。

それでは本日の資料を確認いたします。本日使用する資料は、本日の会議次第とA4ファイルに閉じられた議案書、以上の2点です。お持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局までお申し付けください。よろしいでしょうか。

これより審議会が行われますが、都市計画審議会委員14名のうち、本日は11名の出席をいただいております。流山市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、委員の2分の1以上の出席であることから、会議は成立していることをご報告いたします。なお、大貫正一委員については、この後、遅れてご出席することをご報告いたします。（その後、14時18分に大貫委員が入室されたため、12名の出席となった。）

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

審議に入る前に、審議会の傍聴を希望の方がおりますので、1名入室していただいております。

それでは、この後の進行について寺部会長にお願いしたいと存じます。寺部会長、よろしくお願いいたします。

【寺部会長】

はい、よろしくお願いします。本日の審議案件は、流山市長から諮問がありました「東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と、第2号議案が「流山都市計画区域区分の変更について」です。審議に入る前に、本審議会の議事録の署名人を選出したいと思います。

慣例により、学識経験のある委員から1名、市議会の委員から1名を選出しております。今回は、飯田委員とそれから西尾議員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

<異議なしの声>

【寺部会長】

はい、ありがとうございます。では、飯田委員、西尾議員よろしくお願いします。

これより審議に入りますが、第1号議案及び第2号議案は関連がありますので、一括して審議を行います。事務局から説明をお願いします。

【都市計画課 海藤】

はい、都市計画課の海藤と申します。

第1号議案「東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備開発及び保全の方針の変更」、第2号議案「流山都市計画区域区分の変更」について説明いたします。

失礼して着座にて説明させていただきます。

まずはじめに、今回の2つの議案は、いずれも千葉県が決定する都市計画です。そのため、千葉県が開催する千葉県都市計画審議会に先立ち、流山市の意見を聴かれていることから、流山市都市計画審議会に諮問したものです。

次に、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、通称都市計画区域マスタープランの位置づけについてご説明いたします。

都市計画区域マスタープランの位置づけですが、千葉県の策定した千葉県総合計画や、都市計画見直しの基本方針を踏まえ、広域都市圏における都市づくりの基本理念や目標を定めたものです。市町村の都市計画マスタープランや立地適正化計画は、都市計画区域マスタープランに即するものとされており、個別の都市計画はこれらのマスタープランなどに即して定められていきます。

次に、これまでの経緯についてご説明いたします。

今回変更する都市計画区域マスタープランについて、千葉県から見直しに関する依頼があったため、令和7年11月25日付で千葉県に都市計画案の申出を行いました。

その後、令和８年５月７日から同月２１日まで、千葉県が都市計画の案を縦覧し、市町村への意見聴取がありましたので、流山市都市計画審議会に諮問したものです。今後は千葉県に意見の有無を回答し、千葉県都市計画審議会、国と千葉県による協議を経て、千葉県により決定告示がなされる予定です。

次に、都市計画区域マスタープラン策定の背景・考え方、広域都市圏の設定についてです。

議案書の６ページから８ページとスクリーンをご覧ください。

なお、議案書下のページ番号は、元の都市計画区域マスタープランのページ番号となっておりまして、議案書としてのページ番号は、右上に別で表示しておりますので、今後右上のページ番号でご案内していきます。

千葉県はこれまで、都市計画区域マスタープランは、おおむね市町村ごとに指定している都市計画区域ごとに策定していましたが、生活圏や経済活動拡大への対応、自然災害の頻発化、激甚化など千葉県を取り巻く状況の変化に対応していくために、広域的な視点に立って都市計画を推進していくことが必要と考え、市町村の枠を超えた広域都市計画マスタープランを策定することとなりました。

広域都市圏は、県内の土地利用の状況及び見通し、地形等の自然条件、日常生活圏等を勘案し、県内を６圏域に設定しています。

流山市は、東葛・湾岸広域都市圏に含まれています。

次に、東葛・湾岸広域都市計画マスタープランの構成についてです。

こちらは議案書８ページ下段を分かりやすく表示したものです。

広域都市計画マスタープランの構成としては、広域パートとして対象の広域都市圏における都市づくりの基本理念や都市計画の目標、区域区分の決定の方針、主要な都市計画の決定の方針を定め、その下にぶら下がる各都市計画区域ごとのパートで、都市計画の目標、土地利用や都市施設の整備などの主要な都市計画の設定の方針を定めていきます。

具体のイメージとしましては、右側の模式図のように、広域都市圏の都市づくりの目標を踏まえ、広域都市圏に含まれる流山市の都市計画区域の方針がぶら下がるものとなります。

次に、東葛・湾岸広域都市計画マスタープランの方向性についてご説明します。議案書の２８ページをご覧ください。

広域に関する説明の最後として、東葛・湾岸広域都市圏に関する具体的な方向性についてですが、本圏域は、人口密度が高く、鉄道網の発達により主要駅周辺を中心に、都市機能が集積した地域となっています。

流山市周辺を含む、東葛地域では、東京への近接性から、常磐線沿線を中心に商業が栄えるとともに、つくばエクスプレス沿線では、大規模な土地区画整理事業等により、秩序ある住宅地・商業地等の形成が図られています。

しかしながら、既成市街地内では、低未利用地や既存ストックの有効活用、老朽化への対応など課題もあるため、今後は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図っていくことが必要となっています。

このような現状や、見直しの基本方針を踏まえ、東葛・湾岸広域都市圏については、コンパクトで効率的な都市構造への転換を目指すにあたっては、「鉄道各駅やバスターミナル周辺は、地域拠点として都市機能を集積していく」こと、「国道や拠点間を結ぶ都市計画道路の整備を推進していく」こと、頻発化・激甚化する自然災害への対応にあたっては、「北千葉道路の整備促進、新湾岸道路の計画の具体化など災害に強い道路ネットワークの整備を促進」することなどを主な目標として、まちづくりを進めていくこととしています。

議案書の 29 ページをご覧ください。

続いて、社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興を進めるにあたって、周辺との調和にも配慮しながら、「幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線等は、拠点性の高さを生かし産業拠点形成」や「インターチェンジ周辺や幹線道路沿線等に新たな産業集積を促進」、自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備を進めるにあたって、「利根川、江戸川、東京湾、手賀沼などの豊かな水辺空間や都市緑地等については、都市部のゆとりを与える資源として保全・活用」「グリーンインフラの取組を進めるため、緑地の保全、都市公園の整備等を推進」を主な目標として、まちづくりを進めていくこととしています。

ここから先は、議案書の新旧対照表に沿って主な変更内容をピックアップし説明していきます。

なお、新旧対照表の下線部は、右側の「旧」については、削除した箇所、左側の「新」については、追加した箇所をそれぞれ示しています。

議案書 45 ページをお開きください。

議案書 45 ページから 49 ページは、目次となっております。先に申し上げたとおり、広域パート及び 11 市の区域パートが記載されています。

議案書の 50 ページをお開きください。

50 ページから 70 ページは、先に説明いたしました千葉県が作成する千葉県全体の都市づくりの基本理念及び東葛・湾岸広域都市圏の考え方が記載されております。

議案書の 71 ページをご覧ください。

ここから先が、流山市都市計画区域に関する変更内容の説明となります。

流山区域に関する記載内容の変更は、主に現在の流山市総合計画、都市計画マスタープランとの整合を図るものとなっております。

71 ページから 73 ページは、主に現在の流山市総合計画、都市計画マスタープランとの整合を図った記載へと変更しております。

議案書の 74 ページをご覧ください。

74 ページから 75 ページの記載は、前段の広域パートに記載されたことから、こちらからは削除されております。

議案書の 76 ページをご覧ください。

都市づくりの基本方針として、基本的には、流山市都市計画マスタープランの記載との整合を図るとともに、千葉県全体の方針を受けて、いずれ訪れる人口減少を見据えた記載をしております。

また、千葉県全体の方針を受けて、産業用地の創出に努める記載をしております。

さらに、災害のうち特に大雨による水害に備え、流域治水に対する考え方を記載しております。

議案書の 77 ページをご覧ください。

主要用途の配置の方針でも、流山市都市計画マスタープランの記載内容との整合を図り、流山おおたかの森駅、南流山駅をはじめ、駅ごとに求める機能を記載しております。

また、常磐自動車道流山インターチェンジ周辺の流通業務の位置付け及び住宅地の良好な居住環境を引き続き維持する方針を記載しております。

議案書の 79 ページをご覧ください。

市街化調整区域の土地利用の方針として、常磐自動車道流山インターチェンジ、国道 6 号周辺について、千葉県の方針、及び、流山市都市計画マスタープランとの整合を図り、産業用地の創出に努める旨を記載しております。

議案書の 79 ページの下段をご覧ください。

都市施設の整備に関する方針を記載しております。

79 ページの下段から 80 ページは、交通体系に関する方針です。現在の整備進捗に合わせた記載としております。

80 ページ下段については道路について、議案書 81 ページから 82 ページでは下水道及び河川について、それぞれ現在の整備進捗及び今後の予定について記載しております。

議案書の 83 ページをご覧ください。

市街地開発事業の方針としては、現在施行中である運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業のみを記載しております。

83 ページの下段をご覧ください。

83 ページの下段から 86 ページの自然的環境の整備または保全に関する方針では、現在のみどりの基本計画との整合を図った記載内容としております。

第 1 号議案の説明は以上です。

続いて、第 2 号議案の議案書 4 ページをご覧ください。

市街化区域と市街化調整区域を区分する区域区分については、変更がありませんので、人口フレームのみの変更となっています。概ね 10 年後の令和 17 年の人口を、社会保障・人口問題研究所の推計人口に基づき、千葉県総合計画における将来人口推計と整合を図り、人口を変更しております。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【寺部会長】

ありがとうございました。では、こちらについて質疑や意見などありましたらお願いいたします。

【寺部会長】

僕からいいですか。今の第 2 号議案の右上の 3 ページの広域都市計画圏の人口フレームで、流山都市計画区域は、増える方向にあるのですよね、人口としては。けれども、柏や野田は減る方向とあるのですが、これはどういうふうに決めているのか。流山で決めているものなのか、千葉県で決めて降りてきているものか、誰が決めているのかっていうのを知りたいです。

【都市計画課 松田】

お答えします。千葉県の方が決めて降りてきているものです。千葉県に確認したところ、まず基本になっているのは、国の方で推計している社人研ですね。社会保障・人口問題研究所が全国の市町村の人口推計をして、その数字を千葉県が参考にして、千葉県の総合計画の中で人口減少が県内で起きるということを前提に、補正した数字を千葉県が市町村ごとに推計しています。その数字をここに記載していて、市としては関与していない、というところがございます。

【寺部会長】

そうした場合に、市の総合計画みたいな、市の上位計画との整合性っていうのはどうなりますか。

【都市計画課 松田】

数値としての整合は取れていないです。ここの人口は県内全体の市街化区域の面積が適正かどうかというものを計るものですので、流山市が行う市の施策に対して、人口フレームがずれていたとしても、市の施策を否定するということではないので、別のものというふうに理解して問題ないと考えております。

【寺部会長】

はい、分かりました。ありがとうございます。他ありましたらお願いします。

【田口委員】

疑問を聞くのでもいいんですよ。

【都市計画課 松田】

はい。市として、市がこの県の方針に対して意見があるかというのを返します。最終的ですね。分からないことがあるとかってというのは、もちろん質問していただいて結構でございます。

【寺部会長】

これで流山市として問題ないかっていうところを皆さんに判断いただきたいということです。どうぞ。

【田口委員】

方針の考え方だけちょっと知りたいなと。例えば 55 ページ目のところで、居住のところっていうのは、人口がこの圏内で減っていくので、コンパクトな街づくりが必要であるというのが、パッと見は分かるんですけど、別にコンパクトな街づくり以外の選択肢もいくつかあるような気がしていて、その中、このいくつかある方針の中で、この方針だよね、みたいな感じの方向性というのは県が決められているものなのか、もしくは、もう世の中のトレンド的にも、人口減少イコールコンパクトな街づくりだよね、みたいな。私、今コンパクトなまちづくりっていうところの方針の話をさせてもらったんですけど、別にそれに限らず、「例えば産業はこうあるべし」とか、「自然環境とかこうあるべし」って書いてあるんですけど、この「あるべし」っていうのが、私の中だと別に反対することではないんですけども、他に選択肢ってある気がしていて、その選択肢は潰されているのか、ある中だけ県としてはこれなんだよっていう方向性やってるのかっていうのは、今から悪いって言ってるわけじゃなくて、どういうプロセスでこの意思決定されてるのかっていうのをちょっと知りたいと思っています。

【都市計画課 松田】

コンパクトなまちづくりは全国の流れですね。国土交通省がコンパクトシティにしていましようという方針をここ 10 年ほどで伝えています。これは社会資本、インフラ整備とかですね、というのをだっ広くやっていくよりも、集約して投資していく。そこにできるだけ住んでもらって、少し離れたところは公共

交通でつなげるコンパクトシティ、コンパクトプラスネットワークというものを国の方が打ち出していますので、それを受けて千葉県の方で検討した結果がこれになっていますので、ちょっとその過程で他の選択肢があったかというのは申し訳ないですけども、市としては存じ上げておりません。

【田口委員】

国交省のコンパクトシティプランはもちろん知っているんですけども、あれって国単位の話をしていて、なので例えばこの千葉県の東葛地域内でコンパクトである話と、国としてコンパクトシティである話ってちょっと粒度が違うかなって思ってたんですよ。なので、東葛地域におけるコンパクトシティってなんぞやっていうところが、ちょっとそこが本当に連動するんだとしたら、ボトムアップの話とプランの話とちょっと別の話してるのかな、ちょっと思っている、それだけなんですけど。

【荒木委員】

今言われているように、多分千葉県の南の方と、この東葛地域は違うと思うんですけども、この東葛地域の中でも流山は市街化区域と市街化調整区域の割合が多分 68%ぐらいは市街化なんですね。だから 4 対 1 ぐらいで。ただ野田に行きますと、野田は関宿町とくっついた関係もあるんですけど、逆に市街化区域が多分 20%ぐらいですので、同じ東葛の中でも多分あの全然状況が違うのかなと思います。もう 4 分の 3 が市街化になっちゃってるんで、今からコンパクトにするってなかなか難しいかなとは思っているんですけども。

【田口委員】

全然コンパクトシティなのは賛成なんですけど、世の中の風潮がコンパクトシティなので、千葉県もコンパクトシティってするぐらいだったら、例えばなんですけれども、農業特区みたいなのを大規模に作っちゃいますみたいな感じのアグリシティ構想みたいな大きい話とかをやるっていうのも、千葉県とか東葛地域ならではの、そういうことも挙げるっていうのはこのタイミングなのか、いや、そんなのはここじゃなくてもうちちょっと別なところでやるべしなのか。ちょっとそういう話をどこでどういう差し込みがあるといいのかなって思って、シンプルにちょっと疑問に思っています。

【飯田委員】

感想という意味で聞きたいんですけど、資料の右肩で 44 ページに流山都市計画区域、流山市の行政区域ですけど、確かに行政区域はこういう形になってるん

ですけど、実は隣の市ともものすごく絡んでいる。例えば、野田、柏、松戸と相当入り組んでいて、あまり知らないと区別がつかないと思います。ただ、私たちが流山市に降った雨がどこに行くのかとか、流山市で流したトイレの水は一体どこに行くんでしょうかというのと、流域下水道、下水、ここに多分県の役割、下流の市町村と上流の市町村の関係。県の方が、市町村の区域を超えて、都市計画区域を超えて必要なものと、お互いが持っているものもあれば、お互いの市が持っているもの、あるいは持っていないものもありますので、それを補っていく、補完していただく、よろしくお願いしますなんですけれども、この降った雨、汚れた水も下水道で污水関係、雨水関係、当然、流山市の応分の負担はありますが、最終末の処理場とか、手賀沼とか、東京湾の方にあります。この関係を大事にしていきたい。その管渠においては、メンテナンスが重要なんでないかな。埼玉県八潮のあの事件、かなり衝撃的な事件なんですけれども、繋がってるんですよ。八潮というのは春日部と実は葛飾とか。それを認識させてくれるようなマスタープランであると良いかなと。書いてる文章はすごく難しく書いてあるんですけど、分かりやすく言うと、上流と下流の関係ですよ、ということが伝わればいいんじゃないかなと思います。

以上です。感想です。

【寺部会長】

よろしいですかね。はい、あとはいかがでしょうか。はい、渡辺委員お願いします。

【渡辺委員】

ページ 35 ページの市街地の土地利用の方針についてなんですけど、「エ」についてですね、用途転換、用途純化、または用途の複合化に関する方針というのを謳っているんですけど、既存の既成市街地における住工業、要は用途地域の中に住宅地の中に工場がある、商業地域の中に住宅地があるっていうのを、もうちょっと整理していこうかっていうのが多分方針だと思うんですけど、これって市はどのようなことをやっていくっていうのがあるんですか。謳うのは簡単ですけど、いざやろうと思うとかなり難しいと思うんですけど、市の考えがどのような考えがあるか、もしあればお聞かせ願えればと思います。

【寺部会長】

はい、お願いします。

【都市計画課 松田】

はい、ご指摘のとおりでございまして、なかなか難しいです。やっぱり土地所有者さんが建てたい建物っていうのが当然、この権利は最優先されます。工業が入っているところというのは、用途地域的にはかなり緩いので、基本何でもできちゃうので、それを「住宅は建てないで、工場しか作らないください。」というのは、それをやりたいのであれば、工業専用地域に用途地域をするべきで、そうしてないということはもちろん混在も認めているというところなんです。なので、市が施策として何かをやるということは具体的にはございせんけれども、立地適正化計画を定めておりまして、その中で市街化区域であっても居住誘導区域でないところについては届出をしていただくという制度でございまして、そちらで把握して少しお話をさせていただくという程度かなと思っております。

【渡辺委員】

分かりました。ありがとうございます。

【寺部会長】

あとはいかがですか、はい、矢口委員お願いします。

【矢口委員】

気になったことがありまして、流山市内の看板で「都心から一番近い森のまち」というのを見たことがありまして、それが今度、「水辺と緑の魅力にふれあえる持続可能な都市」というのを実現に向けて方針として定めるっていう、これは31ページですけど、森のまちから水辺を加えた意味というか、ちょっと私考えた時に、森がどんどん潰されてるっていうところで、仕方ないから水辺を加えたみたいな感じがあって、例えば江戸川と利根運河って、消えないと思うんですよ。川なので。とりあえずそれを入れておけば、緑を立てるような、そういうのをちょっと感じられたので、聞いてみたいなと思いました。それも何年も前から結構SNSでも言われているんですけど、流山は森のまちをアピールしているのに、森をどんどん潰してるよね、みたいなのをちらほら聞いてきたので、確かにそれもあんなというふうに思っています。

【寺部会長】

はい、お願いします。

【都市計画課 松田】

別のところで両方定めておりまして、「都心から一番近い森のまち」というコピー、その単語自体は都市計画だけではなくて、流山市が市全体として定めてい

る総合計画、もっと大きな計画があるんですけど、都市計画を超えた、その総合計画の中で、市のイメージっていう位置づけだったかな、市のイメージとして「都心から一番近い森のまち」という言葉を使っております。それはそれで生きてますし、今後ももちろん最上位の目標として継続していきます。

それとは別にその下に都市計画のマスタープランというのを流山市は定めているのですけれども、これを令和2年に都市計画マスタープランを変更しております。その中で、「水辺と緑の魅力にふれあえる持続可能な都市」というその言葉を都市計画マスタープランの目標として掲げようということで、6年前ですかね、定めておりますので、そこと、今回千葉県が定める区域マスタープランと、市の都市計画マスタープランの整合を図るということで、市が下の方で定めた言葉を、千葉県の計画の方にも今回入れてもらうということで、新しい言葉を今回無理やり作ったというわけではないということと、「都心から一番近い森のまち」は、都市計画より上のレベルでまだ生きている、という状態でございます。

【矢口委員】

わかりました。ありがとうございました。

【寺部会長】

ちょっと私、今思いついたのは、緑の量っていうのは、なんか保つとかっていうのは、どっか市で計画したりということなんかあったりするんですか。

【都市計画課 海藤】

こちらにつきましては、流山市のみどりの基本計画というものが、また別で定められていまして、令和2年3月に策定したものですけれども、この目標の中で、全体的に減っていくみどりっていう現状を確認しつつ、今後、この減る量を緩やかにしていきましょう、減ることは認めているんですけど、それをなるべく緩やかにしていきましょうという目標を作っています。

その具体的な数値、目標値の設定としまして、保全していくみどりを約38ヘクタールと、新たに創出するみどりとして約27ヘクタールの合わせて約65ヘクタールを数値として、目標で定めております。以上です。

【寺部会長】

確かにどんどん減ってくっていうのは、なんとなく都市計画の審議会として、なんか物申すものじゃないのかなと思いつつ、だけど、市全体のことを考えると、緑はね、減っていて、住民の皆さんが、「あれっ」というのは、なんか避けたいよね。

つくばエクスプレス沿線の区画整理があって、どうしても緑なくなるっていうのはしょうがないと思うんですけど、切った分を増やすとかって、そういうのってないんですかね。ほら、CO2 ってカーボンオフセットってあるじゃないですか。使った分を穴埋めするみたいな、開発で切ったらその分をどっかに補填しなくちゃいけないみたいな、そんなルールができると緑の量は一定で、しかも更新されていくみたいな、そんなのって良いかなって思いますね。

はい、ありがとうございます。

【寺部会長】

他いかがですか。はい、川村委員。

【川村委員】

千葉県の作るマスタープランなので、そこにおいて特に反対する性質もないんですけど、気になる点っていうのは、この6ページの④のところに「激甚化する自然災害への対応」というところがあるんですけども、そこに「土地利用の規制・誘導や市街地整備を図る」というのがあって、一般的に例えば激甚災害、縁起じゃないんですけども、千葉県に激甚災害対策の適用があるような激甚災害が起きた場合、千葉県として守らなければいけない、例えば幹線道路であり、災害復旧、ここは守らなければいけないエリアなんだみたいな設定があるのか、そういったところを整備するために、例えば幹線道路の拡幅をして、災害復旧をしやすくするとか、無電柱化を進めて、電柱の倒壊なり、森林の土砂崩れなどから、復旧車両が絶対通れる道を作るみたいな発想が、例えば、東日本大震災のときには、復興対策プランのところに、そういった緩衝地帯を設ける、堤防を設けて、人命が逃げる猶予を時間の差が出て確保する。そもそも居住するエリアを高台にして、今まで津波が、いくら高いものが来ても人命を損なえないエリアがあって、一方で、海のところに必要な水産加工会社は、それはもう水に沈んだとしても、それは復興後に対策するものだということで、沈んでもいいエリア、そういう、平たく言うとそういう災害対策のときには、想定する被害をここまで食い止めるかというエリアがあると思います。この辺りですと、高速道路の土台が防波堤になるということで、それより東側には水に流されてもいいような農地をつくり、西側にはオープンスペースを作るみたいな、そういった方針があったかと思うんですけども、千葉県ではそういう頻発化、激甚化する自然災害が起きたところに、どうしても守るエリア、災害復旧に確保すべき幹線エリアとか、そういう思想があって、それをこういった都市計画の中で、それを確保するためのインフラ整備を将来的にやっていくんだっていうのがあってのこういうものなのか。

総論として、自然災害がみんなの地域で討論を進めていくためにそういう視点を入れてくださいっていう総論めいた話なのか、それがちょっと千葉県の案があるとか、港はつぶれても人は助かるようにしています、とか、そういうなんか具体策があるのかなっていうのはちょっと確認できればと思っていました。

【都市計画課 松田】

はい。どこまでお答えできるか分からないんですけども、私も今回6圏域に分けたうちのこの東葛・湾岸エリアしか中を見てないので、もう少し南の方、例えば津波の被害とかが多いところ、予想されるところにどういう方針を定めてるかというのは、すいません、ちょっと把握してないです。

その上での回答となりますけれども、ここで言っている頻発化、激甚化する災害の対応として、東葛・湾岸エリアに千葉県がイメージしているのは、道路ですね。道路は北千葉道路、今整備中ですが、新たに災害時に向けての道路として整備していくということ。それが一点、道路整備ですね。

それと、二点目は水害のことがイメージとして大きいというふうに捉えております。江戸川ですとか、氾濫に備えてということだと思っておりますので、ここで最初にご指摘いただいた④の「頻発化、激甚化する自然災害への対応」というところで、我々が意識しているのは、土砂災害の危険エリアではしっかりと擁壁を作って、宅地を安全にしましょうとか、水害が予想されるエリアでは、できるだけ盛り土をして、水害の被害を少なくするような土地利用にしようとか、そういう方針だということを流山市に向けては発信していただいているというふうに理解しております。すいません、全体のことはちょっと、申し上げられません。

【川村委員】

わかりました。ありがとうございます。

【寺部会長】

はい、ありがとうございます。では、あとは。はい、飯田委員お願いします。

【飯田委員】

緑のお話出たんで。右肩のページでいうと83から85で新旧対照、これはかなり改善されたんじゃないかなと思います。具体的に言うと、右側（変更前）は緑の計画をする人の目線で評価して書いてる。それに対して左側（変更案）は、みどりの基本計画、多分市民の立場から緑っていうのを考えている。いいんですけど、お世話をするのは誰っていうと、典型的な農地ではないんですよ、雑草はどんどん生えてきますし、いざお世話をするっていうのも市民の立場として

はありますので、それをこのそういう点をですね、83 ページから 85 ページで改良されたんじゃないかなと思います。計画者の目線ではなくて、市民の立場から緑を支える。

そして単純な間違いで申し訳ないんですけど、86 ページ、松ヶ丘地区の野間土手の「間」、86 ページ、右肩の 43 ページの地域制緑地、ここで野馬土手が出てきます。松ヶ丘ですから、これは「馬」の方が正しいかなと思います。いかがでしょうか。以上です。

【都市計画課 松田】

はい、失礼しました。誤字については訂正させていただきます。

【寺部会長】

他はありますか。

はい。では、採決に移りたいと思いますけど。審議会としての採決を行いたいと思います。異議はございませんか。

<異議なしの声>

はい、では採決に移ります。第 1 号議案「東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備開発および保全の方針の変更」、それから第 2 号議案「流山都市計画区域区分の変更」について、意見の有無を聞かれておりますので、意見なしと回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

<挙手全員>

【寺部会長】

第 1 号議案、第 2 号議案は案のとおり可決されました。審議事項は以上です。進行を事務局に返します。

【都市計画課 北嶋】

寺部会長ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 8 年度第 1 回都市計画審議회를閉会いたします。

以上